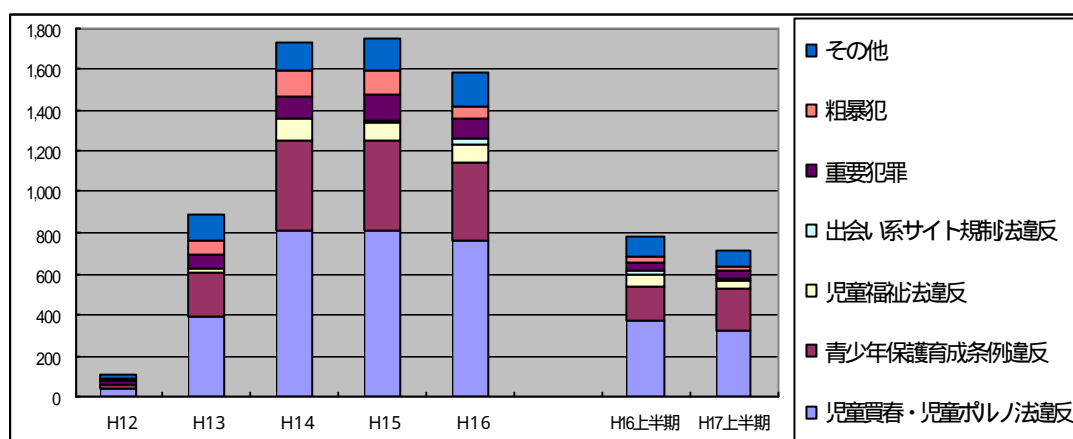


## 平成17年上半期におけるいわゆる「出会い系サイト」に関する事件の 検挙状況について

### 1 出会い系サイトに関する事件の検挙件数

平成17年上半期におけるいわゆる出会い系サイトに関する事件として警察庁に報告のあった件数は710件であり、前年同期（785件）と比べて75件（9.6%）減少した。



### 2 主な特徴

出会い系サイトを契機として行われた児童買春は299件で、前年同期と比べて72件（19.4%）減少。

昨年7月の法改正により新たに規制された児童ポルノ単純製造の検挙は20件で、児童ポルノ全体では前年同期と比べて21件増加。

出会い系サイトを契機として行われた殺人・強姦等の重要犯罪は、前年同期と比べて - 8件（-18.2%）、暴行・恐喝等の粗暴犯罪は - 5件（-16.1%）であり、いずれも減少。

出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用したものが666件（93.8%）であり、依然として大多数を占める。

被害者578人のうち、18歳未満の児童が497人（86.0%）であり、このうち女子児童が493人（99.2%）を占める。

### 3 出会い系サイト規制法違反の検挙件数等

不正誘引（法第6条）[平成15年9月13日施行]

平成17年上半期の検挙件数は10件（前年同期比 - 5件）であり、このうち児童による誘引（法第6条第2号及び4号違反）は3件。

事業者に対する是正命令（法第10条）[平成15年12月1日施行]

法施行後、是正命令は発せられていないが、平成17年上半期中、法第7条（児童の利用の禁止の明示等）又は第8条（児童でないことの確認）の措置義務に違反していると認められる27サイトの事業者に対し、警告を行い、いずれも警告に従って是正措置が講じられた。

## 出会い系サイトに関係した事件の検挙状況等

### 1 検挙件数の年別推移

(件)

罪 名		H12	H13	H14	H15	H16	H17		増減	%
							上半期	上半期		
児童買春・ 児童ポルノ規制法	児童買春	40	379	787	791	745	371	299	-72	-19.4%
	児童ポルノ	1	8	26	19	23	0	21	+21	-
青少年保護育成条例違反		20	221	435	448	377	163	210	+47	+28.8%
出会い系サイト規制法		-	-	-	5	31	15	10	-5	-33.3%
児童福祉法違反		1	16	117	82	87	60	33	-27	-45.0%
重要 犯 罪	殺人	1	6	6	4	2	2	1	-1	-50.0%
	強盗	2	10	24	37	28	11	11	±0	±0%
	放火	0	0	0	0	1	1	0	-1	-100.0%
	強姦	8	44	53	72	54	26	18	-8	-30.8%
	略取誘拐	1	3	3	6	3	0	1	+1	-
	強制わいせつ	3	10	14	18	7	4	5	+1	+25.0%
	小計	15	73	100	137	95	44	36	-8	-18.2%
粗 暴 犯	暴行	1	3	3	4	1	1	1	±0	±0%
	傷害	0	13	18	12	10	4	5	+1	+25.0%
	脅迫	2	16	24	12	7	1	2	+1	+100.0%
	恐喝	4	34	83	80	40	25	18	-7	-28.0%
	小計	7	66	128	108	58	31	26	-5	-16.1%
そ の 他	窃盗	0	23	39	39	44	29	21	-8	-27.6%
	詐欺	1	26	25	32	51	27	14	-13	-48.1%
	その他	19	76	74	82	71	45	40	-5	-11.1%
	小計	20	125	138	153	166	101	75	-26	-25.7%
合 計		104	888	1,731	1,743	1,582	785	710	-75	-9.6%

対象は、インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等のいわゆる出会い系サイトが関係した事件として警察庁に報告のあったもの。

## 2 被疑者の出会い系サイトへのアクセス手段

(件)

	H12	H13	H14	H15	H16	上半期	H17上半期
携帯電話	59 (57%)	714 (80%)	1,672 (97%)	1,659 (95%)	1,519 (96%)	761 (97%)	666 (94%)
パソコン	45 (43%)	174 (20%)	59 (3%)	84 (5%)	63 (4%)	24 (3%)	44 (6%)
計	104	888	1,731	1,743	1,582	785	710

## 3 被害者の年齢・性別

(人)

	H12	H13	H14	H15	H16	上半期	H17上半期
被害者数	102	757	1,517	1,510	1,289	625	578
うち女性	96 (94%)	699 (92%)	1,398 (92%)	1,395 (92%)	1,194 (93%)	561 (90%)	543 (94%)
児童	71 (70%)	584 (77%)	1,273 (84%)	1,278 (85%)	1,085 (84%)	503 (80%)	497 (86%)
うち女性	68 [96%]	574 [98%]	1,255 [99%]	1,262 [99%]	1,076 [99%]	496 [99%]	493 [99%]
18歳以上	31 (30%)	173 (23%)	244 (16%)	232 (15%)	204 (16%)	122 (20%)	81 (14%)
うち女性	28 [90%]	125 [72%]	143 [59%]	133 [57%]	118 [58%]	65 [53%]	50 [62%]

「児童」とは、18歳未満の者をいう。

( )は、「被害者数」に対する割合、[ ]は、「児童」及び「18歳以上」の各年齢層に占める割合。

## 4 被害者のうち小学生・中学生・高校生の数 (平成17年上半期)

(人)

	小学生	中学生	高校生	計
計	3 (+2)	173 (-9)	232 (+6)	408 (-1)
女性	3 (+2)	173 (-9)	229 (+8)	405 (+1)
男性	0 (±0)	0 (±0)	3 (-2)	3 (-2)

「高校生」には、児童ではない者(18歳)を含む。

( )は、前年同期比

## 5 事件検挙事例

### 【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春・児童ポルノ）】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童3名に対し、現金を供与して児童買春をしたうえ、性交行為等をデジタルビデオカメラで撮影して児童ポルノを製造した。

（平成17年4月・香川）

### 【児童買春・児童ポルノ法違反（児童ポルノ）】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童との性交行為等をデジタルカメラで撮影し、児童ポルノを製造した。

（平成17年1月・兵庫）

### 【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童に対償を供与して買春した。

（平成17年6月・静岡）

### 【青少年保護育成条例違反】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童と性交した。

（平成17年6月・愛知）

### 【児童福祉法違反】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った男に、友人の女子児童を性交の相手方として紹介して、性交させた。

（平成17年3月・福岡）

### 【出会い系サイト規制法違反】

被疑者は、携帯電話から出会い系サイトに、「中高生へ、援、大丈夫だよ」と、女子中学生・高校生に対し援助交際を求める書き込みをした。

（平成17年6月・石川）

### 【ストーカー規制法違反】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女性から交際を拒否されたにもかかわらず、「今付き合ってる奴と別れてくれないか。」等と電子メールを送信しストーカー行為をした。

（平成17年2月・秋田）

### 【殺人】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った共犯者に、夫の殺人を依頼し、依頼を請け負った共犯者が、被疑者の夫を殺害した。

（平成17年6月・愛知）

### 【強盗致死】

被疑者3名は、出会い系サイトを通じて知り合った男性に因縁を付けて呼び出し、バール・木刀等で殴打して現金と自動車を強取し、その際傷害を負わせ外傷性ショックにより死亡させた。

（平成17年6月・宮城）

### 【強盗・強姦】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女性に対し、緊縛して反抗を抑圧して強姦した上、現金等を強取した

(平成17年6月・福井)

### 【誘拐】

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童を駅前まで呼び出し、自己の運転する車両に乗車させて連れ回し、誘拐した。

(平成17年1月・埼玉)

### 【恐喝・傷害】

被疑者4名は、出会い系サイトに女性を装って書き込みをし、これに応じた男子児童を呼び出し、現金1万円などを喝取し、更にタバコの火を押しつけたり、足蹴りする暴行を加え、全治約2週間を要する傷害を負わせた。

(平成17年5月・愛媛)

### 【詐欺】

被疑者2名は、交際名下に出会い系サイトを通じて知り合った男性に対して、「市税の滞納金を支払わなければならないので50万円を貸して欲しい」等と嘘のメールを送るなどしてだまし、数回にわたり合計211万円をだまし取った。

(平成17年4月・宮崎)

### 【通貨偽造・同行使】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女性に対し、自己と性交することの対価などとして、偽造1万円紙幣4枚を真正なもののように装って手渡して行使した。

(平成17年1月・青森)